第明三治十種五郵年便三物月認三可十一日

平成２２年（フ）第６５６号
愛知県豊田市志賀町花柄47番地６
破産者　有限会社ウエスト
１　決定年月日　平成24年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
和歌山県日高郡美浜町大字和田2099番地の５
破産者　エヌエスリニューアル有限会社
１　決定年月日　平成24年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２９号
島根県大田市久手町波根西474番地
破産者　有限会社農業生産法人神原エーデルファーム
１　決定年月日　平成24年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６９号
福岡県久留米市上津２丁目21番17号
破産者　青木建設有限会社
１　決定年月日　平成24年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１７７号
北海道苫小牧市明徳町３丁目６番22号
破産者　高島　　拓
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１４３５号
福岡県大野城市白木原５丁目４番36号シーラ大野城３Ｅ号
破産者　倛　　克彦
１　決定年月日　平成24年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15433番地２
破産者　多々良勝之
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字冷川135番地２、前住所秋田県北秋田市阿仁水無字畑町東裏111番地２
破産者　武田　　孝
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４９号
秋田県鹿角市花輪字下花輪145番地２
破産者　藤井　松子
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１７１号
長野県松本市大字神林5689番地２サンコーポラス神林２―201、前住所長野県松本市南原１丁目８番３号
破産者　山﨑　勝利
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８６９号
福岡市早良区内野５丁目23番９―101号
破産者　吉岡やよい（旧姓田代）
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３４号
札幌市南区常盤２条２丁目18番38号　アートヒル453Ｂ―205号
破産者　高松　昭男
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５３号
札幌市豊平区平岸１条１丁目５番３―101号
破産者　大内　基行
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５４号
札幌市中央区南16条西６丁目１番18号　パークサイドシェリー６・１階
破産者　村井めぐみ（旧姓橋本）
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６９号
札幌市西区二十四軒１条５丁目３番20―312号
破産者　工藤　真義
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３号
宮城県岩沼市吹上１丁目12番１号
破産者　渡邉　隆英
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
仙台市若林区若林２丁目３番９号　クレシード若林202、従前の住所宮城県岩沼市館下１丁目２番30―105号
破産者　佐山　幸恵
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２８号
仙台市泉区天神沢１丁目17番11―106号
破産者　飯川はるみ
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５６号
仙台市若林区上飯田１丁目７番57号
破産者　鎌田　　修
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係